

青森県報

第二百九十七号

令和三年
四月十六日
(金曜日)

目次

○狩猟免許試験の施行……………	(自然保護課) ……	一
○適性試験及び講習の実施……………	(同) ……	三
○生活保護法による医療機関の指定……………	(健康福祉 政策課) ……	四
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(同) ……	四
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に よる医療機関の指定……………	(同) ……	五
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に よる指定医療機関の廃止の届出……………	(同) ……	五
○基本測量の実施……………	(監 理課) ……	五
○基本測量の終了……………	(同) ……	五
○公共測量の終了……………	(同) ……	六
公 告		
○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(行政経営課) ……	六
○右 同……………	(同) ……	六
○政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………	(総務学事課) ……	七
労働委員会		
○あつせん員候補者の氏名等……………	(事 務局) ……	七

告 示

青森県告示第三百九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一条の規定により次のとおり令和三年度狩猟免許試験を施行するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十一条第二項の規定により公示する。

令和三年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

試験の期日	試験の場所	備考
令和三年七月四日	八戸市長根一丁目二の八の会福祉会館大ホールほか	
令和三年八月一日	青森市大字荒川字藤戸一―九の七青森県総合社会教育センター第一研修室ほか	
令和三年九月十九日	青森市大字荒川字藤戸一―九の七青森県総合社会教育センター第一研修室ほか	

二 試験科目、試験課題、試験時間等

試験の種類	試験の科目及び課題	試験時間	受付時間
網猟免許 許わな猟免許 第一種銃 第二種銃 網猟免許 許わな猟免許 第一種銃 第二種銃 知識試験 網猟免許 わな猟免許	視力 聴力 運動能力 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩 の適正化に関する法令	午前九時 四十分か ら午前十 時まで	午前九時 十分から 午前九時 三十分ま で

技能試験		許 第一種銃 第二種銃 網猟免許 わな猟免許	許 第一種銃 第二種銃 網猟免許 わな猟免許
第一種銃 猟免許	第二種銃 猟免許	<ol style="list-style-type: none"> 1 銃器以外の器具を見て当該器具の使用の是非を判別すること。 2 網、わなの猟具のうち一つを架設すること。 3 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 銃具に関する知識 2 鳥獣に関する知識 3 鳥獣の保護及び管理に関する知識 4 鳥獣の保護及び管理に関する知識
		午後一時 十分から 午後三時 まで	零時十分 まで

三 受験できない者

- 1 県外に住所を有する者
- 2 網猟免許及びわな猟免許にあつては試験当日満十八歳に満たない者、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許にあつては試験当日満二十歳に満たない者
- 3 統合失調症、そう鬱病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその

四 受験の申請手続等

- 1 狩猟免許申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙
 - (一) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十九条第一号該当者（異種免許を受けようとする者） 三千九百円
 - (二) その他の者（初心者） 五千二百円
 - 2 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真） 一枚
 - 3 返信用封筒（申請者の住所及び氏名を記載し、郵便切手（八十四円）を貼付したもの） 一通
 - 4 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通
 - 5 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨
- 判別に従つて行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気に
かかっている者
- 4 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - 5 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者
 - 6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
 - 7 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、狩猟免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者
- 狩猟免許試験を受けようとする者は、令和三年七月四日に受験するものにあつては、同年五月十八日から同年六月十八日まで、同年八月一日に受験するものにあつては、同年六月十六日から同年七月十六日まで、同年九月十九日に受験するものにあつては、同年八月三日から同年九月三日までに、狩猟免許申請書（各地域県民局地域農林水産部において交付する。）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所を所管する地域県民局地域農林水産部に提出すること。

五 その他
の医師の診断書

一通

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、試験を中止または日時、場所等を変更することがあり、その場合は、申請者にその旨を通知する。
- 2 詳細については、最寄りの地域県民局地域農林水産部又は青森県環境生活部自然保護課（電話〇一七―七三四―九二五七番）に問い合わせること。

青森県告示第三百十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条第二項本文及び第四項の規定により次のとおり令和三年度における適性試験及び講習を実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十九条第二項において読み替えて準用する同令第五十一条第二項の規定により公示する。

令和三年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 適性試験及び講習の期日、場所等

所管課名又は所管地域県民局名	期 日	場 所	備 考
自然保護課	令和三年九月五日	青森市大字荒川字藤戸一―九の七 青森県総合社会教育センター	
東青地域県民局	令和三年七月二十九日	青森市大字荒川字藤戸一―九の七 青森県総合社会教育センター	
中南地域県民局	令和三年七月二日	黒石市ぐみの木三丁目六五 スポカールイン黒石	
	令和三年七月九日	弘前市大字賀田一丁目一八の三 弘前市立中央公民館岩木館	
	令和三年七月十六日	南津軽郡大鰐町大字蔵館字川原田三七の六 大鰐町総合福祉センター	
	令和三年七月二十九日	弘前市大字賀田一丁目一八の三 弘前市立中央公民館岩木館	

二 適性試験及び講習の科目、時間等

適性試験	区 分	科 目	時 間	受付時間	三八地域県民局	
					期 日	場 所
321 聴視 運動 能力		力	午前九時三十分から 午前十一時まで	午前九時から 午前九時二十分まで	令和三年七月十三日	八戸市大字尻内町字毛合清水二九 八戸市農業経営振興センター
					令和三年七月十四日	八戸市大字尻内町字毛合清水二九 八戸市農業経営振興センター
					令和三年七月二十日	三戸郡南部町大字剣吉字五合田二九 の 南部町立剣吉公民館
					令和三年七月二十一日	三戸郡田子町大字田子字柏木田一六 九 田子町中央公民館
					令和三年七月二十七日	三戸郡五戸町字下モ沢向八の二 五戸町立公民館
					令和三年七月五日	五所川原市字栄町一〇 青森県五所川原合同庁舎
					令和三年七月九日	五所川原市字栄町一〇 青森県五所川原合同庁舎
					令和三年七月八日	上北郡東北町字塔ノ沢山一の九四 東北町コミュニティセンター未来館
					令和三年七月十三日	十和田市西十二番町二〇の一二 青森県十和田合同庁舎
					令和三年七月十四日	十和田市西十二番町二〇の一二 青森県十和田合同庁舎
					令和三年七月十五日	十和田市西十二番町二〇の一二 青森県十和田合同庁舎
					令和三年七月二十日	三沢市大字三沢字園沢二三〇の一 三沢市国際交流教育センター
令和三年七月十五日	むつ市中央一丁目一八 青森県むつ合同庁舎					
下北地域県民局	令和三年七月十五日	同上				
上北地域県民局	同上	同上				
西北地域県民局	同上	同上				

講習	1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 2 鳥獣の判別 3 猟具の取扱い 4 鳥獣の保護及び管理に関する知識	午前十一時から午後三時まで(ただし、正午から午後一時までは休憩)
----	--	----------------------------------

三 適性試験及び講習の対象者

令和三年四月十六日から令和四年四月十五日までに狩猟免許の有効期間が満了する者であつて、現に県内に住所を有し、これらの狩猟免許を有する者とする(認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であつて、狩猟について必要な適性を有することが確認された者は適性試験を免除する。)。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 統合失調症、そう鬱病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかつている者
- 2 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 3 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者

四 免許更新申請書の提出期限及び提出先

適性試験及び講習の実施日の十四日前までに、狩猟免許有効期間更新申請書(各地域県民局地域農林水産部において交付する。)に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所地を所管する地域県民局地域農林水産部に提出すること。

- 1 狩猟免許更新申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙 二千九百円
- 2 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真) 一枚
- 3 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通
- 4 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨

の医師の診断書

一通

5 更新しようとする狩猟免状

6 認定鳥獣捕獲事業に従事する者にあつては、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した次に掲げる事項を記載した書面

- (一) 狩猟免許有効期間更新を申請する事業従事者の氏名
 - (二) 狩猟免許有効期間更新を申請する者が狩猟について必要な適性を有することを確認した日
 - (三) 狩猟免許有効期間更新を申請する者が狩猟について必要な適性を有することを確認した方法及びその結果
- 5 その他

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、適性試験及び講習の日時、場所等を変更することがあり、その場合は、申請者にその旨を通知する。
- 2 詳細については、最寄りの地域県民局地域農林水産部又は青森県環境生活部自然保護課(電話〇一七―七三―四一九二五七番)に問い合わせること。

青森県告示第三百一十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
大開調剤薬局	弘前市大字大開一丁目五の一	令和 三・三・一

青森県告示第三百二十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第二号の規定に

より告示する。

令和三年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

大開調剤薬局	名 称	所 在 地	令 和 三 ・ 三 ・ 二 六
弘前市大字大開一丁目四の一			廃 止 日 止

青森県告示第三百十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

大開調剤薬局	名 称	所 在 地	令 和 三 ・ 三 ・ 一
弘前市大字大開一丁目五の一			指 定 日 止

青森県告示第三百十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

大開調剤薬局	名 称	所 在 地	令 和 三 ・ 三 ・ 二 六
弘前市大字大開一丁目四の一			廃 止 日 止

青森県告示第三百十五号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量（地磁気測量、航空重力測量）
- 二 作業期間
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで
- 三 作業地域
地磁気測量 上北郡横浜町
航空重力測量 県内全域

青森県告示第三百十六号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量（一等磁気測量、航空重力測量）

二 作業期間

令和二年四月一日から令和三年三月二十四日まで

三 作業地域

一等磁気測量 上北郡横浜町
航空重力測量 県内全域

青森県告示第三百十七号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

八戸市

二 測量の種類

公共測量（三級基準点測量作業）

三 測量の期間

令和三年一月二十五日から同年三月二十五日まで

四 測量の地域

八戸市旭ヶ丘五丁目地内及び八戸市沼館二丁目地内
三級基準点 各一点

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

ネットワーク管理業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総務部行政経営課
青森市新町二丁目四の三〇

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和三年三月二十六日

五 契約の相手方の名称及び住所

日本電気株式会社

六 契約金額

五千三百四十二万千五百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

電子計算機による業務処理委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総務部行政経営課

青森市新町二丁目四の三〇

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和三年三月三十日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社青森電子計算センター

青森市大字三内字丸山三九三の二七〇

六 契約金額

四千八百五十七万六千円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

令和三年一月から同年三月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

令和三年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

労働委員会

あつせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

令和三年四月十六日

青森県労働委員会会長 岩 谷 直 子

氏名	職 業
岩谷 直子	青森県労働委員会委員（公益委員） 弁護士
伊藤 佑輔	青森県労働委員会委員（公益委員） 弁護士
大矢 奈美	青森県労働委員会委員（公益委員） 青森公立大学経営経済学部教授
細矢 浩志	青森県労働委員会委員（公益委員） 弘前大学人文社会科学部教授
源新 明	青森県労働委員会委員（公益委員） 弁護士
山内 裕幸	青森県労働委員会委員（労働者委員） 日本労働組合総連合会青森県連合会事務局長
谷川 浩二	青森県労働委員会委員（労働者委員） 弘前愛成会病院労働組合執行委員長
野坂 聡子	青森県労働委員会委員（労働者委員） オールユニバースユニオン執行副委員長
塩谷 進	青森県労働委員会委員（労働者委員） 日本労働組合総連合会青森県連合会会長
金沢 秀樹	青森県労働委員会委員（労働者委員） 東北電力労働組合青森県本部委員長
寺下 一之	青森県労働委員会委員（使用者委員） 寺下建設株式会社代表取締役社長
藤本 和夫	青森県労働委員会委員（使用者委員） 協同組合青森総合卸センター専務理事
斎藤 悦朗	青森県労働委員会委員（使用者委員） 弘前航空電子株式会社顧問

其田 工	佐藤 肇	細川 義正	山田 悦子	小笠原 裕
青森県労働委員会事務局審査調整課副参事	青森県労働委員会事務局審査調整課長	青森県労働委員会事務局長	青森県労働委員会委員(使用者委員) 株式会社山丙代表取締役社長	青森県労働委員会委員(使用者委員) 一般社団法人青森県経営者協会専務理事

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円